

みやぎ広域スポーツセンター市町村・総合型クラブ支援業務  
講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1 地域住民のスポーツ活動を支え、スポーツを通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の創設には、各地域住民に向けた啓発や合意形成が必要である。また、総合型クラブ創設後においても、地域住民とのかかわりを深め、総合型クラブを円滑に運営するための努力や改善が必要である。

そこで、県内の総合型クラブ未設置の市町村や市町村体育協会、県内で活動中の総合型クラブに対して、専門性を有する有識者や実践者を講師として派遣することにより、県内の総合型クラブの創設推進及びクラブ運営の充実を図ることを目的とする。

(講師派遣対象及び要件)

第2 派遣対象は、次に掲げるものとする。また、みやぎ広域スポーツセンターと連携を図り、上記の目的に沿うものとする。ただし、準備委員会等を設置している総合型クラブ未設置市町村を優先する。

- (1) 市町村
- (2) 市町村体育協会
- (3) 既設の総合型クラブ

(講師派遣内容)

第3 派遣内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合型クラブ設立のための勉強会・研修会・講習会等
- (2) 総合型クラブ会員を対象とした研修や実技指導、総合型クラブスタッフの研修（運営、経営、資質向上）等

(講師の派遣)

第4 講師派遣は、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請の内容を審査し、派遣決定の通知をする。
- (2) 講師派遣に係る旅費及び謝金以外は、派遣先団体が準備する。
- (3) 講師派遣に係る経費の上限は5万円とする。
- (4) 派遣先団体は、講師派遣に係る事業の実施報告を行う。

(その他)

第5 この要綱に定めのあるもののほか、総合型地域スポーツクラブ設立・育成業務講師派遣事業の実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年9月1日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年5月24日から施行する。